

平成 23 年度法務省委託事業 評価結果報告書



平成24（2012）年8月31日

公益財団法人人権教育啓発推進センター

平成23年度法務省委託事業評価委員会

平成23年度法務省委託事業評価委員会 委員一覧

委員長	荒 牧 重 人	・山梨学院大学大学院法務研究科長
委員	大 野 曜	・公益財団法人日本女性学習財団理事長
	川 上 和 久	・明治学院大学法学部教授
	岸 孝 明	・関西学院大学講師、人権擁護委員
	山 中 千枝子	・千斗枝グローバル教育研究所代表

五十音順・敬称略

平成 23 年度法務省委託事業 評価結果報告書

I	総括	4
II	平成 23 年度法務省委託各事業の評価	7
1	人権シンポジウムの実施	7
2	人権啓発活動総合推進事業	11
3	人権に関する調査・研究事業	14
4	人権ライブラリー事業	17
5	人権啓発教材の制作	20
6	人権啓発ビデオの制作	22
7	人権啓発指導者養成研修会	24
8	人権に関する国家公務員等研修会	28

I 総括

人権教育啓発のナショナルセンターとして

21世紀は「人権の世紀」と言われてから、既に10年以上が経過したが、我が国においては、社会の国際化、高齢化、情報化等が急速に進み、これらと呼応するように人権に関する課題も複雑かつ多様化する傾向にある。このような状況の中で、我が国がより成熟した社会となるためには、広く国民の間に人権尊重の意識が徹底していることが何より重要である。人権尊重の意識は、東日本大震災に際して発揮された共助の精神として具体化された、国民の自己実現、国家・社会の安定のための基盤としても必要なことである。

一方、国連においても「人権教育のための世界計画」が策定され、現在、第2フェーズの行動計画が実施されているところであり、今後は「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修」への取組が、国の責務として求められている。

そのような国内外の状況を鑑みると、人権教育啓発推進センター（以下「人権センター」という。）は、常に中立・公正な立場で粘り強く人権に関する総合的な教育・啓発等に継続的に取組み、派手さはないものの着実に成果を挙げてきており、我が国における人権教育啓発活動を大きく牽引するとともに、前進させてきたものと認められ、本委員会としても高く評価しているところである。

中でも、人権に関する総合的な情報を蓄積した人権ライブラリーの存在は重要であり、その積極的・多面的な活用もさることながら、系統立てて情報を収集・保存し、充実させてきたことは、我が国の人権分野における国際的評価にも貢献しており、諸外国の同種のライブラリーとの緊密な学術的関係をさらに広げることで、ますます国際的な評価を高めていくことに直結するであろう。これまでの実績も踏まえ、今後も引き続き所蔵する情報の充実・強化を一層推進されるよう期待する。

また、人権センターが、地方自治体や民間団体・企業等が単独では成しえない活動を実現してきており、その実績が地方自治体や民間団体・企業等の具体的な活動のモデルとなっていることから、国及び地域における人権啓発活動のさらなる充実につながっている実情にあり、大いに評価できる。これこそが、ナショナルセンターとしての人権センターの役割と言える。

平成24年4月からは、人権センターは公益財団法人として新たな一步を踏み出したところであるが、我が国における真の人権のナショナルセンターとしての責務をこれからも十分果たすよう期待する。

平成23年度事業の総括

本委員会では、平成23年度法務省委託事業（8事業）の実施成果を総括するに当たり、

- ①委託事業の目的に即してどう達成できたか（事業の効果を的確に認識できているか、課題を適切に示せているか、課題に対する改善・実現の方向を明示しているかなどを含む）
- ②人権センターの啓発活動の目的に即しているか
- ③過去2か年度分の委員会における指摘事項も踏まえ、それらをどこまで達成・実現できたか

という観点から検討した。具体的には、個々の事業の「実施の基本方針」、「実施結果」及び実務担当者による「自己評価」を基に、実務担当者に対し本委員会が実施状況について具体的に聴取し、効果や課題等を明確にするとともに、双方が共有するという対話的手法によって評価を行った。

その結果、本委員会は、各事業は委託元である法務省の意向を実現するために経済的かつ効果的に推進が図られており、また、それが人権センターのさらなる財産として着実に蓄積されていることが認められるとの結論に至った。

各事業の評価は7ページ以降に記載するが、今後さらに効果的な事業を推進・展開していく上で必要とされる事項について、以下のとおり提言する。

- (1) 平成23年度は、喫緊の課題として、東日本大震災を人権の視点から捉えた事業を数多く展開したことは、豊富な経験を有している人権センターだからこそ成しえたものと大いに評価できる。今後も時宜を得た課題や国民の関心の高いテーマをいち早く取り上げ、人権のランドマーク的機能を果たしていくことを期待する。そのためにも、日頃から積極的かつ多面的な視点から情報収集に努めるとともに、人権センターがこれまで蓄積してきたノウハウやネットワークなどをフルに活用し、人権センターだからこそ付与できる、より付加価値を高めたきめ細かな企画・立案を委託元へ提案するなど、さらに質の高い事業を目指すことが重要である。
- (2) 人権啓発フェスティバルは、当初は国が実施していたが、現在では地方自治体での開催が定着している。この例からも地方自治体等での啓発を推進していく上で、国の事業がモデルになるなど、国レベルの取組が大きな影響を与えていると言える。国の委託を受けて人権センターが実施する事業は、国と同じ役割を果たしていることから、人権センターでは、これまで蓄積してきた情報や成果をこれまで以上に広く公開していくことに努め、それが利活用され、やがて日本のスタンダードとなるよう、公益性を意識した活動の継続、発展を期待する。
- (3) 人権啓発は、広く国民に対し、粘り強く実施していくことが重要である。

我が国において、各人権課題を総合的かつ全国的に啓発・推進できる実施主体は、ナショナルセンターである人権センターにおいて存在しないことから、人権センターは、そのことを十分に自覚しつつ、今後も日々弛まぬ努力が求められる。

- (4) 人権センターでは、日頃から、人権擁護委員をはじめ地方自治体・企業とも情報交換を行っており、その結果、国民と直接関与し、活動している人権擁護委員等の要望を踏まえて、その趣旨を適切に反映した教材等を作成してきたという実績がある。これからも人権擁護委員や地方自治体等からの意見等を聴取し、活用現場との連携・協力体制をより一層深めることにより、要望・評価を踏まえた改善が今後も継続されるよう希望する。
- (5) 前年度に引き続き、平成23年度も入札等の実施により経費支出が大幅に抑制された。他方、啓発効果が一層期待できる事業に抑制した経費を回す工夫をしており、大切な国税を有効に活用する観点から評価できる。引き続き、費用対効果の観点からも、効率的な事業運営を期待する。
- (6) 人権センターは、平成24年4月より公益財団法人に移行したことから、人権教育啓発の「ナショナルセンター」であるということにより一層自覚するとともに、今後のあるべき姿を追求しつつ、独自事業と委託事業とが効果的に連携することで全体の人権啓発活動が相乗的に進展していくよう、中・長期的視点に立って事業全体について検討・企画・立案していくことが不可欠である。

滋賀県大津市での「いじめ」問題や各地での児童虐待事件などをきっかけに、国民全体にさまざまな人権課題に取り組む必要があるとの気運・認識が高まっており、人権教育啓発の重要性と国民からの期待は極めて大きいと言える。

先述したように、国民の間に人権尊重の意識を徹底するための啓発活動は、全国津々浦々まで重点的に展開してこそ、その成果も表れてくる。そのため、人権センターは、本委員会の評価を人権センター内で共有・検討し、法務省へ提言していくことも必要である。法務省においても、人権センターは地方自治体が単独では実施不可能な事業を実施していくナショナルセンターであることを十分に踏まえ、今後の人権教育啓発を推進する上で、本委員会の評価を活用されることを願う。

その際、現在の中央委託費による国民一人当たりには掛ける経費は2円未満とあまりにも小額である現実に憂慮の念を禁じえず、本委員会としては、より一層の予算の充実化を図るよう要望する。

以 上

Ⅱ 平成23年度法務省委託各事業の評価

事業名	1 人権シンポジウムの実施
事業目的	シンポジウムとマスメディアを組み合わせた啓発活動を行うことにより効果的な人権啓発活動を実施する。
実施の基本方針	<p>1 平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災により、被災者に対するホテルでの宿泊拒否や避難先でのいじめなどの人権侵害事案が各地で起きている。また、避難生活は長期化することが避けられそうになく、この結果、生活不安やストレス等から、人権が軽視される様々な事態も想定される。</p> <p>このため、こうした人権侵害事案等の発生を未然に防止することを目的として、「震災と人権」に係るシンポジウムを被災地を含む全国3会場で開催する。このうち、2会場については、新聞（全国紙）に要約を掲載し、広く国民に人権啓発を行う。</p> <p>2 各開催に当たっては、被災地の女子中学生（石巻市立門野脇中学校）等が被災した際の様子を描いた「子どもたちからのメッセージ（紙芝居）」を紹介する。</p> <p>3 各会場には、全国の地方自治体が平成22年度に作成した人権啓発資料を展示する。</p> <p>以上により各会場のテーマ及び開催場所・開催時期の決定、パネリストの選定を適切に行う。</p> <p>なお、被災地での開催に当たっては復興の妨げにならないよう諸事情に十分に配慮する。</p>
実施結果	<p>1 人権シンポジウム開催</p> <p>(1) 東京会場</p> <p>① 日時 平成23年10月23日（日） 13:30～16:30</p> <p>② 会場 ヤクルトホール（東京都港区）</p> <p>③ テーマ 「震災と人権～私たちに出来ること～」</p> <p>④ 登壇者 被災した中学生が作った紙芝居の実演と被災地における活動報告 金谷 邦彦（紙芝居師） コーディネーター 田中 正人（（財）人権教育啓発推進センター理事）</p> <p>パネリスト 黒田 裕子（NPO法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長） ダニエル・カール（タレント） 和田 耕治（北里大学医学部公衆衛生学講師） 横田 洋三（（財）人権教育啓発推進センター理事長）</p> <p>⑤ 入場者数 212人（アンケート回収数90件）</p> <p>(2) 大阪会場</p> <p>① 日時 平成24年1月22日（日） 14:00～16:45</p> <p>② 会場 ザ・フェニックスホール（大阪府大阪市）</p> <p>③ テーマ 「震災と人権～私たちに出来ること～」</p> <p>④ 登壇者 被災した中学生が作った紙芝居の実演と被災地における活動報告 金谷 邦彦（紙芝居師）</p>

実施結果

コーディネーター

横田 洋三（(財)人権教育啓発推進センター理事長）

パネリスト

J. A. T. D. にしゃんた（羽衣国際大学准教授）

田中 正人（(財)人権教育啓発推進センター理事）

森川 すいめい（TENOHASI（てのはし）代表）

⑤ 入場者数 151人（アンケート回収数82件）

(3) 仙台会場

① 日時 平成24年2月11日（土）13:20～16:30

② 会場 TKPガーデンシティ仙台・ホールB（宮城県仙台市）

③ テーマ 「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」

④ 登壇者 被災した中学生が作った紙芝居の実演と被災地における活動報告

宮城県石巻市立門脇中学校生徒

金谷 邦彦（紙芝居師）

コーディネーター

田中 正人（(財)人権教育啓発推進センター理事）

パネリスト

阿部 憲子（南三陸ホテル観洋 女将）

黒田 裕子（NPO 法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長）

鈴木 千代子（宮城県人権擁護委員連合会長）

森田 明美（東洋大学社会学部社会福祉学科教授）

⑤ 入場者数 181人（アンケート回収数77件）

2 実施に係る周知広報

本シンポジウムの開催地及びその近隣エリアの人々の来場を促すため、下記各媒体を活用し、広報を行った。

- ・新聞広告、折り込み広告
- ・イベント情報等掲載サイトへの情報掲載
- ・後援団体への広報協力依頼
- ※チラシ配布、ホームページ、メールマガジン等への情報掲載
- ・人権教育啓発情報誌「アイユ」への情報掲載
- ・当センターのホームページ、メールマガジンへの情報掲載・配信
- ・開催地公共交通機関施設（駅等）へのチラシの設置
- ・チラシ等のポスティング 等

なお、東京会場の開催内容等の読売新聞広報について、後日、読売新聞社がインターネット調査で効果測定を実施。記事内容については、「印象に残る」が42.9%で、読者の半数近くを占めた。

また、仙台会場の開催内容等の読売新聞広報についても同様に効果測定を実施したところ、記事内容に対し63.2%が「関心がある」と回答した。

3 報告書の作成

人権シンポジウムについて、報告書として取りまとめた。

(1) 東京会場・大阪会場

作成部数 100部

配布先 法務局・地方法務局、他

	<p>(2) 仙台会場 作成部数 データの形で取りまとめ、法務省に提出した。</p>
自己評価	<p>① 人権のナショナルセンターとして、当センターがこれまで蓄積してきたノウハウや人的ネットワークを最大限に活かして、一般市民を対象とした意義のある人権シンポジウムを企画・実施することができた。</p> <p>② 人権シンポジウムについては、従来、人権啓発フェスティバルの一環として開催してきたところ、平成23年度は新たな事業として再構築し、まったくの単独開催となったことから周知不足が懸念され集客に不安があったが、広報に工夫を重ねた結果、一定以上の参加者を得ることができた。</p> <p>③ シンポジウムの内容については、各会場アンケートの結果によれば「大変満足」と「まあ満足」で東京会場が85%、大阪会場が84%、仙台会場が89%と概ね好評であった。</p> <p>④ 本事業の生命線とも言えるコーディネーター及びパネリストについても好評であり、本事業のクオリティの向上にも繋がったものと評価している。</p> <p>⑤ 東京会場の要約記事を平成23年12月4日（日）読売新聞朝刊・全国版に、仙台会場の要約記事を平成24年2月29日（水）同新聞朝刊・全国版に掲載した。新聞社による効果測定では、概ね高評価を得たことから、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に広範囲に及んだと評価できる。</p> <p>⑥ 実施結果報告書を作成し、全国の法務局・地方法務局を通じて、関係機関等に配布した。今後、関係機関等が啓発活動を実施する上での参考資料として活用されるほか、啓発担当者にも大きな影響を与えていると判断できる。</p>
課題等	<p>① イベントとしては、地味な内容のため23年度の集客状況を分析し、その結果を今後の開催に生かすとともに、広報面での充実を更に強化する必要がある。</p> <p>② 上記シンポジウムの集客上の成功は、新聞広報の効果が高かったと考えられるが、その結果に満足することなく、今後は広報メディアの選択、内容のメリハリ等費用対効果も考慮しつつ広報戦略を具体化していく必要がある。</p> <p>③ 実施結果報告書については、予算の制約もあることから、全国の地方自治体へ配布できない。</p>
委員会評価	<p>【評 価】</p> <p>①国が率先して震災を人権の視点から取り上げたことは、タイムリーな企画であり、各地における震災を起因とする人権侵害事案等の発生を未然に防止する観点や今後の復興に向けた取組という面でも高く評価できる。テーマに沿って地元の方々をパネリストに迎えたことは、今後のシンポジウムを開催する上でも、大変意義のある要素と言える。</p> <p>②被災地の女子中学生が描いた紙芝居の実演や、被災者でありながら他の被災した方々を支援したり、直接被災地でボランティア活動をしている方等をパネリストに選び、被災地の生の声を伝えた点など、評価できる。</p> <p>③シンポジウムの内容が新聞全国紙やYouTubeで確認できたことは、効果測定（新聞）の結果にも表れているように、広く国民に啓発を行うという視点から効果的な啓発手法であり、評価できる。</p> <p>【提 言】</p> <p>①自治体の人権教育・啓発の取組状況をアピールできる場を設けることも必要であろう。自治体等が本当の意味での応援団となるためには、単に後援として名を連ねるだけでなく、実際に参加することで集客に結びつける工夫をすべきである。</p>

- | |
|---|
| <p>②シンポジウムの結果報告書が十分に活用されているとは言えない。HP に掲載するとともに、全国の自治体や人権に関心のある新聞記者等に配布する、あるいは学校等の先生が報告書を教材として利活用できるよう電子化（PDF）することも検討し、有効活用に配慮すべきである。</p> <p>③新聞全国紙に掲載する場合は、「YouTube でも視聴できます。」といったアナウンスをすべきである。集客に向けて、「参加してみたい」と思わせるような広報について、引き続き検討すべきである。</p> <p>④本事業は、毎年、全国各地で開催することに意義があるので、継続して実施するよう強く要望する。本事業は、実績が豊富で、中立・公正な立場で企画・立案できる人権センターを活用することが、あらゆる面で有効である。</p> |
|---|

事業名	2 人権啓発活動総合推進事業
事業目的	「人権週間」等を広く国民に周知するため、新聞、ラジオ、インターネットなどのマスメディアを活用した広報を行う。
実施の基本方針	<p>法務省の人権擁護機関が実施する「人権週間」を中心とした人権啓発活動の意義を国民一般に広く周知し、人権尊重意識の普及・高揚を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>1 新聞広報（全国紙） 全国規模で効率的な広報活動を行う上で、全国紙への広報は認知度、理解度等においてその効果は認識されてきたところであるが、これに青少年への大きな影響力を持つJリーグとの連携・協力をタイアップさせることにより、より効果的な新聞広報を展開する。</p> <p>2 第63回人権週間の周知広報（ライトアップ） 人権に関する映像素材を制作し、テレビやラジオ、インターネット等の各種広告媒体の特性を活かし、デザインやテーマの連携性を保ちながら、第63回人権週間の周知をはじめ、人権尊重に対する国民の意識を高める。</p> <p>3 人権啓発パネル作成 子どもから大人まで全ての国民が、様々な人権問題について考え、気付いてもらうきっかけとなる人権啓発パネルを作成し、全国の法務局・地方法務局及び人権ライブラリーに配備し、展示や貸出を行うことにより効果的な人権啓発を目指す。</p>
実施結果	<p>1 新聞広報（全国紙） Jリーグと連携して、「Jリーグ百年構想・子どもの人権プログラム」新聞広報を実施。 掲載日 平成23年6月27日（月） 掲載紙 ① 朝日新聞朝刊・全国版 5段4色 ② 朝日小学生新聞 15段4色 ③ 朝日中学生ウィークリー タブロイド1ページ4色 総発行部数 ① 約779万部 ② 約 12万部 ③ 約 6万部</p> <p>本新聞広報について、後日、朝日新聞社が購読者を対象にモニター調査で効果測定を実施。「広告を見た・見たような気がする」は全体の52.5%、また、80.4%が「Jリーグ百年構想として子どもの人権プログラムがあること」を「理解した・まあ理解した」と回答。</p> <p>2 第63回人権週間等の広告（ライトアップ） (1) 啓発用映像の制作 様々なメディアで使用するための共通の人権啓発映像素材を新規に制作した。落語家が高座で人権課題を話すアニメによりわかりやすく啓発する内容で、以下を制作した。</p> <p>① 震災と人権侵害（15秒） ② 震災と人権侵害（30秒） ③ 児童虐待と人権侵害（30秒） ④ インターネットと人権侵害（15秒） ⑤ インターネットと人権侵害（30秒） ⑥ 女性と人権侵害（30秒） ⑦ 障害者と人権侵害（30秒）</p>

実施結果	<p>⑧ 高齢者と人権侵害（30秒）</p> <p>(2) WEB広報 上記(1)で制作した映像を使用した以下のコンテンツによりWEB広報を実施。</p> <p>① 震災編（上記(1)の②を使用） ② ネット編（上記(1)の⑤を使用） ③ 女性編（上記(1)の⑥を使用）</p> <p>実施日 平成23年11月25日（金）～12月10日（土） メディア Yahoo!ニュース/プライムディスプレイ 掲載量 20,000,000 imp</p> <p>本バナー広報について、後日、読売連合広告社がYahoo!利用者のうち「バナー広告を見たことがある」と回答した者を対象にインターネットによるアンケート調査で効果測定を実施。①では82.0%、②では83.4%、③では81.1%が「内容がわかりやすい」に対し「そう思う」と回答。</p> <p>(3) FM放送 人権週間の周知に係るCMを制作し放送、さらにパブリシティ（番組中での生CM）では、人権週間の周知とともに映像コンテンツへの誘致を促した。</p> <p>① スポットCM（20秒） 実施日 平成23年12月3日（土）、4日（日） メディア JFN（東京FM系）38局 放送回数 15回</p> <p>② パブリシティ（生CM・60秒） 実施日 平成23年12月3日（土）、4日（日） メディア 東京FM 放送回数 2回</p> <p>なお、本FM放送におけるCMの述べ聴取者数の各局合計は、62,973,336人であった。</p> <p>(4) テレビ広報 (1)で制作した映像を使用したCM（30秒）を放送した。</p> <p>実施日 平成23年11月27日（日）～12月10日（土） メディア ① BS日テレ（70回） 及び放送 ② BS朝日（70回） 回数 ③ BSフジ（60回） ④ BSジャパン（40回）</p> <p>なお、テレビCMの述べ視聴可能世帯数の各局合計は、116,401,570世帯であった。</p> <p>3 人権啓発パネルの制作 人権啓発の展示会等で使用するため、法務省制作冊子「人権の擁護」をベースに各人権課題を解説した展示用パネルを作成した。</p> <p>サイズ B2判+外周部分 枚数 1セット当たり50枚 組数 52セット 配布先 法務局・地方法務局</p>
------	--

<p>自己評価</p>	<p>① Jリーグと法務省が連携して、6月末に朝日新聞朝刊・全国紙で広報を実施し、Jリーグのファンのみならず、多くの市民に対して人権尊重の大切さをアピールできた。</p> <p>② 「人権週間」の広報については、WEB、FM放送、テレビCMという3つのメディアにおいて、統一したトーン＆マナーを用いて各メディアにおける広報がそれぞれ互いに効果を補強しあうよう工夫した。具体的には上記のとおり共通に使用できる映像（親しみやすさを考慮し、落語を通じて身近な人権問題への気付きを促すものとした。）を作成し、WEB及びテレビCMの素材とした。FM放送では、パブリシティ（番組内部において出演者が当該事項について言及する。）枠において、WEB及びテレビCMへの注目を促すことにより、「人権週間」の意義を広く周知することができた。</p> <p>③ 人権啓発パネルについては、人権ライブラリーで所蔵する各種人権啓発パネルの貸出しが人権週間中に集中し、各地方公共団体や法務局・地方法務局の要望に応えきれないこともあったため、全法務局・地方法務局に、随時掲出可能なパネルを1セットずつ提供したことは大きな前進である。パネルの構成についても、法務省の人権擁護機関が取り組んでいる平成23年度「年間強調事項」の16課題に加えて「震災と人権」を取り上げ、時宜を得た啓発内容となった。</p>
<p>課題等</p>	<p>① マスメディアを活用した広報は、不特定多数を対象とする場合に有効と考えられるが、具体的効果を判断することは難しい面があり、さらに費用が高額となることから、特に費用対効果に重点を置いて複合的に広報戦略を立てる必要がある。</p> <p>② テーマについては、今後も適切なタイミングで時宜に合ったテーマを見つけ出していく必要がある。</p> <p>③ さらに啓発に有効と思われるメディアの開拓を検討。</p>
<p>委員会評価</p>	<p>【評 価】</p> <p>①本事業は、各種のマスメディアをうまく組み合わせた展開となっており、啓発の効果が期待できる。また、費用対効果も意識して啓発に取り組んだことは評価できる。</p> <p>②青少年への大きな影響力を持つJリーグとの連携は、極めて有効な啓発手法であり、効果的な啓発事業と捉えることができ、大いに評価できる。</p> <p>③子ども向け新聞への掲載は、子どものみならず、大人も子どもと一緒に読んだりするケースが多いと思われることから、親子で人権尊重について考えるきっかけづくりの一助ともなり、評価できる。</p> <p>④諸行事等において、啓発展示パネルにより啓発を推進することは、啓発手法の一つとして有効であり、評価できるので、今後も活用されたい。</p> <p>⑤人権啓発活動総合推進事業全体として、市町村の予算規模ではできないような事業を、中央委託事業として全国規模で展開したことは評価できる。</p> <p>【提 言】</p> <p>①例えば、子どもたちが憧れる有名選手が「いじめ防止」のメッセージなどを発信できれば、子どもたちへの影響力も大きく、啓発効果が期待できる。</p> <p>②子ども向けには、「朝日小学生新聞」に限定せず、他紙の子ども新聞へも掲載し、子どものときから人権尊重の大切さを知る契機を多くつくるように努めるべきである。</p> <p>③パネルの作成数が少ない。パネルは市町村や法務省の人権擁護機関等の啓発現場で活用しやすいものなので、作成枚数を増加することが望まれる。</p> <p>④本事業は、予算規模、事業規模からして、一つの市町村では不可能とも言える事業なので、今後も人権センターのノウハウを利活用して実施すべき事業であることを強調したい。</p>

事業名	3 人権に関する調査・研究事業
事業目的	政府の世論調査や人権侵犯事件数、各自治体が行っている意識調査の結果等、現状を踏まえた今後の人権啓発活動のあり方について、調査研究を実施する。
実施の基本方針	<p>事業目的を適切に遂行するため、地方公共団体、法務省の人権擁護機関、学校教育機関、企業等における人権啓発活動に通じた有識者、広報活動に関する最新の理論に精通した有識者で構成する検討委員会を設置し、委員の知見を反映したものとする。</p> <p>今後の人権啓発活動のあり方という大きなテーマを十分に追求するためには、2か年程度の期間が必要であるため、平成23年度の実施方針は以下のとおりとし、第一次取りまとめを行う。</p> <p>① 国民の人権意識の現状把握・分析 「人権擁護に関する世論調査」や「人権侵犯事件の動向」など既存の資料を活用し、各人権課題に共通する国民の人権意識の現状を整理する。</p> <p>② 人権啓発活動における共通課題の明確化 人権啓発活動の現状について、特に各啓発主体の連携の状況に重点を置いて整理し、上記①の結果も踏まえて、各人権課題に共通する課題として改善すべき国民の人権意識や態度、推進すべき啓発目標を設定する。</p> <p>③ 第一次報告取りまとめ これからの人権啓発活動について、各人権課題に共通する問題点・課題を整理し、総論的に当面重点的に取り組むべき事項等を提言する。 改善すべき国民の人権意識や態度の形成のために、幾つかの効果があると認められる既存の事業（手法）を例示して見直しを行い、同時に幾つかの新規事業（手法）についても提案する。</p> <p>※平成24年度も本テーマの調査研究をさらに進めることとする。</p>
実施結果	<p>1 検討委員会の開催</p> <p>(1) 構成 委員長 荒牧 重人（山梨学院大学大学院法務研究科長） 委員 池上千寿子（特定非営利活動法人ふれいす東京代表） 池田 純子（株式会社ブレインズ・カンパニー代表取締役社長） 稲積謙次郎（ジャーナリスト） 成田 久江（人権擁護委員） 林 尚示（東京学芸大学総合教育科学系准教授） 若林 源基（財団法人人権教育啓発推進センター参与）</p> <p>(2) 開催状況</p> <p>① 第1回 検討委員会 平成23年10月3日（月） 検討事項 ・法務省人権啓発事業について ・既存の調査結果の活用について</p> <p>② 第2回 検討委員会 平成23年11月15日（火） 検討事項 ・調査研究の進め方について</p>

<p>実施結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けての課題整理 ※補充調査の可否について ③ 第3回 検討委員会 平成23年12月16日(金) 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動の連携の現状と課題 人権擁護委員 学校、社会教育・生涯教育 NGO、NPO ④ 第4回 検討委員会 平成24年1月17日(火) 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動の連携の現状と課題 地方公共団体 企業等 ⑤ 第5回 検討委員会 平成24年2月13日(月) 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動の課題と基本的な考え方(理念)について ・提言(第一次報告取りまとめ)に向けて ⑥ 第6回 検討委員会 平成24年3月13日(火) 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・提言(第一次報告取りまとめ)の論点整理 ・報告書の内容に対する意見 <p>2 報告書の作成</p> <p>(1) タイトル 「これからの人権啓発活動」についての調査・研究(第一次取りまとめ)報告書</p> <p>(2) 体裁 A4判・110ページ</p> <p>(3) 構成は3部構成とし、第Ⅰ部「本調査・研究の概要」では調査・研究の目的や進め方、実施体制について記述し、第Ⅱ部「これまでの人権啓発活動(総論)」では国が人権啓発を実施する意義、国民の人権意識の現状と課題、人権啓発活動の各主体間の連携の現状と課題について考察、第Ⅲ部「これからの人権啓発活動(提言)」では、今後における啓発実施のための課題と基本的な考え方(理念)及び基本的な考え方を踏まえた人権啓発活動について提言するという基本方針に基づいて作成した。また、「【資料編】人権啓発活動の過去と現在」としてこれまでの政府に於ける啓発方針(啓発のよりどころ)及び現在実施されている啓発活動についての取りまとめを付した。</p>
<p>自己評価</p>	<p>① 調査・研究に当たっては、当センターがこれまでに蓄積してきた人的ネットワークを最大限に活かし、委員には、幅広い学識経験者の参加・協力を得て、円滑に進めることができた。</p> <p>② 6回にわたる検討委員会では、活発な協議が行われ、多くの有効な提案が出された。報告書には、上記の協議から、これまでの人権啓発活動の在り方を踏まえた上で、今後における在り方を定めていく上での共通する課題からのアプローチと一部ではあるが現在実施されている活動に対する具体的な提案を取りまとめることができた。全国の法務局及び地方法務局における人権啓発活動の参考となるよう配慮されたものとなった。</p> <p>③ 平成21年度に実施した「効果測定」についての調査研究を基にするなど、過去の調査研究を活かしながら実施することができた。</p>

<p>課題等</p>	<p>① 平成23年度は、各人権課題に共通する啓発上の課題の明確化や今後の啓発活動への基本的な考え方の提示を念頭において実施した。平成24年度はこれを踏まえ、各人権課題についての現状把握・分析を進め、課題を明確化することが求められる。</p> <p>② 平成23年度に取りまとめた「第一次取りまとめ」を前提として、各人権課題や訴求対象の属性に応じた具体的な手法の提案を含む最終報告を完成させる。</p> <p>③ 様々な人権テーマを取り上げ、多様な視点から取り組む。</p> <p>④ 調査・研究事業の継続により当センターにおける人的ネットワーク・リソースの更なる充実・拡大を図る。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>【評 価】 (2か年にわたる事業のため、平成24年度事業終了後に行う。)</p> <p>【提 言】</p> <p>①本事業は、人権センター自身がエンパワメントするための基礎となり得る有意義な事業として捉えることができ、人権センターにとっても大切にすべき事業である。その結果として蓄積される資源は、法務省委託事業と人権センター自主事業等にとって、相互に有機的に結びついて活用することが可能となり、啓発のあり方に良い影響を及ぼすことを期待している。</p>

事業名	4 人権ライブラリー事業																								
事業目的	書籍をはじめ、パネル、映像資料など人権に関する資料を一元的に収集し、人権に関する総合的ライブラリーを運営することにより、広く国民に対し情報提供するとともに、各機関団体等における啓発活動を支援する。																								
実施の基本方針	<p>事業目的を適切に推進するために、以下の活動を行う。</p> <p>1 ライブラリー通常運営の充実</p> <p>(1) 資料の閲覧・貸出等日常業務</p> <p>(2) ホームページの運営による国民への人権情報の提供</p> <p>(3) NPO等外部団体の人権に関連する催しを支援するための多目的スペースの貸出</p> <p>(4) 啓発担当者等への映像資料紹介のための定期上映会の開催</p> <p>(5) 来館者への情報提供のための企画展示（パネル展）の実施</p> <p>(6) 幼児及びその保護者の人権啓発を促進するための「読み語り」の開催</p> <p>(7) ライブラリー利用者への情報提供のためのメールマガジンの発行</p> <p>2 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理</p> <p>全国の地方公共団体では様々な人権啓発の取組を実施しているが、それらの成果物を網羅し一括して活用できる体制をとることは地方公共団体との強固なつながりを持つ当センター以外には困難な事業であることから、平成23年度人権啓発資料展及び人権啓発活動結果情報としてこれを収集し、前者については優秀なものを選定し法務大臣表彰を行う。</p> <p>3 ホームページのリニューアル</p> <p>全国に居住する国民に対する情報提供をより一層充実させるためにはインターネットによる情報提供が極めて重要であることから、よりアクセスしやすく有益な情報を得ることのできるホームページを目指してコンテンツ及びアクセス環境の刷新を行う。</p>																								
実施結果	<p>1 平成23年度実績（通常運営）</p> <table border="0"> <tr> <td>人権ライブラリー来館者数</td> <td>3,977人</td> </tr> <tr> <td>総貸出件数</td> <td>1,173件</td> </tr> <tr> <td>総貸出資料数</td> <td>2,009件</td> </tr> <tr> <td>多目的スペースの利用件数</td> <td>125件</td> </tr> <tr> <td>定期上映会</td> <td>12回（延べ参加人数189人）</td> </tr> <tr> <td>企画展示（パネル展）</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>「読み語り」</td> <td>3回（延べ参加人数78人）</td> </tr> <tr> <td>メールマガジン発行</td> <td>14回（購読者数2,370人）</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>91,620件</td> </tr> </table> <p>2 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理</p> <p>中央府省及び全国の地方公共団体により、平成22年度に作成された人権啓発に関する様々なポスター、パンフレット等の資料を一堂に集め、全国各地における人権啓発活動の成果として紹介。また、国、地方自治体等が実施した人権啓発事業等の情報を収集し、ホームページに掲載した。</p> <p>収集実績</p> <table border="0"> <tr> <td>出版物等</td> <td>1,997件</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>1,897件</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ放送</td> <td>129件</td> </tr> </table>	人権ライブラリー来館者数	3,977人	総貸出件数	1,173件	総貸出資料数	2,009件	多目的スペースの利用件数	125件	定期上映会	12回（延べ参加人数189人）	企画展示（パネル展）	9回	「読み語り」	3回（延べ参加人数78人）	メールマガジン発行	14回（購読者数2,370人）	ホームページアクセス件数	91,620件	出版物等	1,997件	講演会	1,897件	テレビ・ラジオ放送	129件
人権ライブラリー来館者数	3,977人																								
総貸出件数	1,173件																								
総貸出資料数	2,009件																								
多目的スペースの利用件数	125件																								
定期上映会	12回（延べ参加人数189人）																								
企画展示（パネル展）	9回																								
「読み語り」	3回（延べ参加人数78人）																								
メールマガジン発行	14回（購読者数2,370人）																								
ホームページアクセス件数	91,620件																								
出版物等	1,997件																								
講演会	1,897件																								
テレビ・ラジオ放送	129件																								

<p>実施結果</p>	<p>意識調査 82件 その他各種事業 1,416件 過年度中央委託事業等 242件 平成23年度実施イベント 335件（当センターの情報により毎月実績調査）</p> <p>資料展展示実績 人権シンポジウム in 東京 人権シンポジウム in 大阪 人権シンポジウム in 仙台 指導者養成研修会東京会場 指導者養成研修会名古屋会場 指導者養成研修会神戸会場 人権に関する国家公務員等研修会（前期） 人権に関する国家公務員等研修会（後期）</p> <p>3 ホームページのリニューアル 従来は当センターホームページに掲載していた人権ライブラリー情報について、独自のドメインを取得し、独立した人権ライブラリーのホームページとして構築し直した。内容についても、全面的に改訂し、インターネットにおける人権ライブラリーのより利用しやすい環境を整えた。</p> <p>新ホームページの特徴</p> <p>① アクセスの容易な独自ドメインによるシンプルなURL http://www.jinken-library.jp/</p> <p>② Google やYahoo!等により検索しやすいよう記事ごとにページを独立。</p> <p>③ ユニバーサルデザインに配慮し、全ページで文字読み上げ、文字サイズ・背景色変更が可能。</p> <p>④ 旧スマイルネット（人権情報データベースシステム）のデータを移行し、蓄積された情報の有効活用を図った。</p> <p>⑤ 情報館・OPAC（図書館管理システム）との接続による蔵書検索・管理機能。</p>
<p>自己評価</p>	<p>① 当センターが運営する人権ライブラリーは、人権に関する各種資料（冊子、映像作品、パネルなど）を一か所にまとめて収集・公開しており、その種類の豊富さ、数量、質の面では、国内でも群を抜いている。地方自治体の人権に関連する各種資料についても全国規模で所蔵しており、本人権ライブラリーの蔵書等のリストや施設設備、運営などは、地方自治体等が運営するライブラリーの参考ともなっている。</p> <p>② 人権ライブラリーは、地方自治体が運営するライブラリーでは所蔵していない資料などを補完する役割も果たしており、遠方の利用者には、郵送や宅配便での貸し出しも行っている。</p> <p>③ 人権擁護委員や海外からの視察、地方自治体・企業等の研修、中高生の総合学習の一環としての訪問などの利用も増加した。</p> <p>④ 来館者数を始めとする通常運営における各指標については、昨年度と比較して着実に増加傾向を示している。（22年度の来館者数3,608人、総貸出資料数1,709件等。）</p> <p>⑤ 多目的スペースにおける読み語り、人権講座や、展示スペースにおける企画展示など、当センター主催の企画なども多く実施しており、人権に関心のある市民・団体のニーズにも十分に応えられる体制を敷いている。</p> <p>⑥ 人権啓発資料展については、全国の地方自治体が制作・実施したパンフレット、冊子、映像作品、新聞広告などを一堂に展示するもので、地方自治体の啓発担当者の参考となるものである。</p>

	<p>⑦ リニューアルによって人権ライブラリーのホームページをよりアクセスしやすく、使いやすいものとすることができた。(アクセス件数は平成22年度の16,469件に対し23年度は91,620件であるが、システム変更に伴うカウント方法の変更等の影響があり、単純な比較はできない。) インターネットでは、実際に来館したり資料の貸出を受けたりしていない人も含め、多くの人々が利用できることから、本リニューアルには大きな意義があった。</p>
<p>課題等</p>	<p>① 人権ライブラリーのさらなる周知。人権ライブラリーホームページについては、コンテンツの充実も図る。</p> <p>② 利用者への、よりきめ細かなサービスの在り方。</p> <p>③ 人権啓発資料展の開催については、従来は人権啓発フェスティバルの一環という位置付けで開催されていたところ、フェスティバル事業が廃止されたため、平成23年度は、法務省委託に係る各種行事とのタイアップ展示として実施した。今後についても適宜のタイアップ事業を模索するほか、展示の在り方を検討し、展示の機会の確保に努める。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>【評価】</p> <p>①年々、人権ライブラリーの所蔵する情報(図書、その他の資料)が着実に充実していると認められ、人権に関する多くの情報が一か所に集積されていくこと自体に大きな意義があることから、まずその点が高く評価できる。</p> <p>②ホームページのリニューアルにより、利用者の多いGoogleやYahoo!の検索結果に出現しやすくなったことは、人権ライブラリーのより一層の周知に結びつき、評価できる。</p> <p>③自治体等の視察や学校の社会見学・総合学習での訪問の件数をはじめ、来館者数、貸出資料数など全ての指標が増加していることから、利用者の拡大に向けた地道な努力が結果に結びついており、評価できる。</p> <p>④メルマガを活用した結果、ライブラリーの周知に効果があり、利用者の増加にもつながっているだけでなく、迅速な情報提供の面でも評価できる。</p> <p>【提言】</p> <p>①日本に人権に関する総合的な情報を蓄積した人権ライブラリーが存在していることは、我が国の人権分野における国際的評価にも直結するので、引き続き人権ライブラリーの充実に努められたい。諸外国との関係を広げるためにも、情報の一層のデジタル化を進める必要がある。</p> <p>②利活用者の実績を上げることも大切ではあるが、真のナショナルセンターとしての機能・役割を果たすことが基本であることから、活用実績に過度にとらわれることなく、所蔵する情報の更なる充実にも配慮する必要がある。</p> <p>③都道府県の公共図書館や高等教育機関(大学など)の図書館と連携・協力ができるような方策について、検討することも必要である。</p> <p>④人権ライブラリーホームページから、学校で子どもが使えるような教材がダウンロードできれば、さらに人権ライブラリーの利活用の範囲が広がるので、この点も検討する必要がある。</p> <p>⑤学校や教育関係者等の利用(総合学習の一環としての訪問など)が増加しているが、人権ライブラリーの存在をどのように知ったのかを分析し、今後の周知広報に活用することも検討すべきである。</p> <p>⑥人権ライブラリーの事業は、あらゆる人権課題を総合的に取り上げていることから、縦割り行政の弊害を側面から補完するとともに、常に中立・公正が担保できていることに存在意義がある。したがって、自治体や民間を見渡しても本事業を着実に進展させることができるのは、本年4月から公益財団法人となった人権センターのみである。その意味で、ライブラリー事業に対する一層の人的・予算的充実が実現するよう強く要望する。</p>

事業名	5 人権啓発教材の制作
事業目的	法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方公共団体等が実施する研修等の教材として利用できるほか、インターネット等により広く一般の利用にも応えられるような啓発教材を作成する。
実施の基本方針	<p>1 啓発教材の内容は、人権に関する一般的関心を喚起するとともに、「学校」「職場」「家庭」「ネット」といった一般市民の日常生活の中の様々な場面で起こり得る事柄を人権的な観点で捉え、気付きのきっかけとなるような構成とする。</p> <p>2 インターネットの利用者数が急速に増加していることに踏まえ、デジタルコンテンツの形式で制作し、インターネット上で提供する。</p> <p>3 啓発対象に対しては効果的に、啓発担当者に対しては使いやすい教材とするため、制作に当たっては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルコンテンツとして興味・関心を引く内容であること。 ・大人から子どもまでの幅広い層の関心を集め、啓発効果を高めるような工夫を加えること。 ・デザイン・レイアウトを大人から子どもまでの幅広い層の関心を集めるものとする。
実施結果	<p>人権啓発デジタルコンテンツ「これからの人権」を制作し、人権ライブラリーホームページに掲載した。</p> <p>動画やアンケート、文書資料等を組み合わせ、利用者が人権について興味を持ち、理解を深める助けとなるよう構成した。訴求対象としては、広く一般を想定している。</p> <p>コンテンツの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の『世界人権宣言』（日ごとに異なる条文が表示される） ・10秒アンケート（初めてアクセスした人に対し「人権」という言葉の印象を聞く） ・ショートパフォーマンス篇（日常生活の中で実際に起こりうる場面を演じた映像） ・資料篇（人権問題に関する様々な資料） ・人権相談窓口の御案内（法務局・地方法務局窓口や子どもの人権110番等を紹介） ・このコンテンツについて（動作環境、クレジット等） ・このコンテンツについてのアンケート <p>上記のうち、メインはショートパフォーマンス篇である。日常生活の中で起こりうる人権課題に関連した場面を描いた動画を視聴した後に、そのようなときにどうするべきと思うかを問うアンケートが行われ、続いて関連する人権課題の詳細な資料が提示されるという構成になっている。</p>
自己評価	<p>① インターネットの利用者数はここ数年で急速に増大していることに着目し、インターネットを利用した人権啓発教材を作成することにより啓発効果を高めようとした取組には大きな意義があった。</p> <p>② 従来の啓発教材はほとんどが紙媒体であったが、インターネットにおいては映像や音声と文書を自在に組み合わせることでコンテンツを作成でき、その特性を活かした手法の工夫が期待されることである。その観点から、今回のコンテンツはショートパフォーマンスから</p>

	アンケートを経て詳細資料の提示までに至る一連の流れで構成されており、啓発効果を高める工夫を一定程度実現できた。
課題等	<p>① 本事業は、平成23年度は制作・掲載の実施までであったため、効果の測定には至っていない。平成24年度以降の法務局・地方法務局等の反応その他によって効果を測る必要があるのではないか。</p> <p>② デジタルコンテンツ等の新しい手法による教材は利用価値が高いので、そちらに重点を移しつつ、書籍やパンフレット、リーフレット等の紙媒体による従来型の教材についても一定の意義があるので、紙媒体の教材にも、その特性を活かす工夫をしていく必要がある。</p>
委員会 評価	<p>【評 価】</p> <p>①人権啓発の第一線で活躍をしている人権擁護委員等の意見を取り入れるなど、常にクオリティが高く、実際の人権啓発活動に使いやすい人権啓発教材の制作を目指していることは高く評価できる。</p> <p>②多様な活用が期待できる媒体である「デジタルコンテンツ」を作ったこと自体を評価する。</p> <p>③入札の仕様書に、ナショナルセンターとしてのノウハウを反映させ、質の高い作品となるよう工夫をしていることは大いに評価できる。</p> <p>【提 言】</p> <p>①本事業は、啓発のツールを提供するという啓発の基本となるものと言え、事業自体に意義がある。法律の改正等により新たに加わった制度や考え方を踏まえた教材が必要となるため、継続的に人権啓発教材を制作・改訂していくことが求められる。制作に当たっては、全国自治体や法務省の人権擁護機関とのつながりが構築されている人権センターの強みを十分に活かすことができることから、引き続き人権啓発教材の制作に当たることを、本委員会は強く要望する。</p> <p>②本事業で制作した人権啓発教材を有効活用したいという自治体や企業の要望に応えるため、人権センターで実費頒布できるようにすべきである。それが諸般の事情で困難な場合は、自治体等に無償配布するなど、要望に応えることができるよう国の予算の充実を図るべきである。啓発を手広く・手厚く行うためには、自治体等との連携・協力が大切である。</p> <p>③人権啓発教材は、より広範に利活用されることが重要なので、今後とも現場での使いやすさに気を配って作成に当たるとともに、「教材そのもの」と「その利活用」についても広く周知・広報すべきである。</p>

<p>事業名</p>	<p>6 人権啓発ビデオの制作</p>
<p>事業目的</p>	<p>法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局、人権擁護委員など）の啓発活動を支援することを目的に作成。</p>
<p>実施の基本方針</p>	<p>「平成22年における『人権侵犯事件』の状況について」にも見られるとおり、子どもが被害者になる人権侵犯事件が増加傾向にあり、「平成21年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」によると不登校児童生徒の割合は小学校で0.3%、中学校で2.8%となっており、日常生活における子どもを取り巻く人権の状況を改善することを目的に人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関及び地方公共団体が小学校で実施する人権教室等で活用することができる映像作品を2作品制作する。</p> <p>上記を踏まえ、テーマは以下のように設定する。</p> <p>① いじめをテーマとし、子どもの人権SOSミニレターや人権擁護委員制度の紹介に導くもの。</p> <p>② 携帯電話の裏サイトやインターネットへの書き込みによる人権侵害事件に対し、人権擁護委員が電話相談を通じて解決するもの。</p> <p>人権擁護委員が人権教室等で使いやすく、かつ十分な啓発効果をあげることのできる作品とするため、制作に当たっては以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像として、興味を引く内容であること。 ・小学校中・高学年生等関係者の関心を集め、本ビデオの啓発効果を高めるような工夫をこらしたストーリーとすること。 ・人権学習の現場で参考となるような「活用の手引き」を付すこと。
<p>実施結果</p>	<p>1 映像</p> <p>作品1「勇気のお守り」 15分49秒</p> <p>作品2「自分の胸に手を当てて」14分47秒</p> <p>訴求対象 児童（小学校中・高学年）、一般</p> <p>内容</p> <p>作品1 当事者同士では解決の難しい子どもたちのいじめについて、解決の道筋を考えてもらうきっかけとなるアニメ</p> <p>作品2 近年、社会問題となっている学校裏サイトやネットいじめについて、その実態を理解してもらうアニメ</p> <p>2 活用の手引き書</p> <p>B6判 16ページ</p> <p>上記2作品を1枚のDVDに収め、「活用の手引き書」を付したパッケージを作成した。</p> <p>作成数 720本</p> <p>全国の法務局・地方法務局及び都道府県・政令指定都市に配布。また、法務省ホームページで全編を公開している。</p>

<p>自己評価</p>	<p>① 人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関から、子どもの人権を扱ったビデオを制作して欲しいとの要望があり、そうした要望に応えるクオリティの高い映像作品となった。</p> <p>② アニメーションの作画をNHKの「モリゾー・キッコロ」等を担当した有名作家に担当してもらうことで、子どもにとって親しみやすいアニメーションとすることができた。</p> <p>③ 約15分の作品の二本立てとしたのは、「人権教室」等での使用に配慮したものである。多くの場合「人権教室」は45分間であるが、状況により本作品の上映と講師の講演や感想の発表等と組み合わせると有効に活用することができ、法務省の人権擁護機関から「使いやすい」「内容がよい」といった評価が早くも届いている。</p> <p>④ 「活用の手引き書」を付すことにより、「人権教室」等講師や学校の教師等の利便に供した。</p>
<p>課題等</p>	<p>経費の制約から制作部数に限りがある。このため、地方自治体や企業等からの配布希望に対して応えることができない。当センターで複製を作成し、実費頒布できる体制が是非とも必要である。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>【評 価】</p> <p>①本映像作品は、人々の感性に直接訴えることができるという啓発効果の特性を活かしつつ、タイムリーなテーマを取り上げている。本委員会の指摘を踏まえ、上映時間も15分程度と人権教室等での活用を考慮した作品となっている上、活用の手引きを備えるなど、高く評価できる。</p> <p>②YouTubeでも視聴できるようにした点は評価できる。</p> <p>【提 言】</p> <p>①人権啓発教材同様、毎年制作してこそ意義があるので、人権課題のテーマをよく選定し、継続的に制作することを要望する。</p> <p>②人権擁護委員が活用することを想定しているにしても、制作本数が少なすぎるので、もっと制作本数を増やすべきである。</p> <p>③自治体や企業の要望に応えるため、人権啓発教材同様、啓発ビデオについても人権センターで実費頒布できるようにすべきである。</p> <p>④本事業で制作した啓発ビデオは、学校の現場で使えば非常に効果的なので、学校で使えるようにすべきである。例えば、DVDを実費頒布する場合、一般に対しては一定の適正な価格を設定し、学校には一段と安価な価格を設定することも検討してほしい。</p> <p>⑤自治体でも映像作品を制作しているが、自治体では当該自治体の事情・状況に合わせたものを制作しており、国は全国的に通用するものを念頭に制作しているので、それぞれ目的が異なる。国と自治体双方が制作することに意義がある。なお、近年、自治体制作の映像作品は以前より大幅に減少しているため、国が制作することの意義はますます重要になっている。</p>

事業名	7 人権啓発指導者養成研修会
事業目的	都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域における人権啓発の実施、研修を行う指導者として必要なスキルと知識を修得することを目的に開催する。
実施の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権啓発行政に携わる職員に必要なスキルは多岐にわたるが、特に、人権課題に対する認識力の習得は極めて重要であることから、法務省の重点課題（17課題）を全て扱うこととする。また、平成23年3月の東日本大震災による被災者・避難生活者への影響を考慮し、全会場で震災と人権に関する講義を設ける。 2 研修内容は知識だけに偏らないよう、ワークショップの時間を設ける。また、法務省から人権啓発行政についての説明を実施する。 3 講師の選定に当たっては、各講義課題に対する専門性や講義のわかりやすさとともに、内容の政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。 4 多くの地方公共団体において経費（旅費）節減が推進されている折から、できるだけ多くの研修対象者が全課程を修了することができるように配慮し、研修期間は3日間とする。 5 日本全国から可能な限り多くの地方公共団体からの参加が得られるよう、東京、中部地方、関西地方（3か所）での開催とする。 6 研修内容の水準を担保するため、受講者の募集は地方公共団体を通じて行う。全地方公共団体に受講資格（人権に関する一定程度の実務経験等）を周知した上で受講者の推薦を依頼する。 7 事務局は各受講者の出席状況を適切に把握し、研修の全課程修了者には人権啓発指導者としての自覚を促すため修了証書を発行する。
実施結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京会場 <ul style="list-style-type: none"> 日時 平成23年9月14日（水）～16日（金） 場所 WTCコンファレンスセンター（東京都港区） 受講申込者数 72人 受講者数 69人（うち全課程修了は57人） 講師等 <ul style="list-style-type: none"> 行政説明 <ul style="list-style-type: none"> 大河原清人（法務省人権擁護局人権啓発課長） 講義1「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」 <ul style="list-style-type: none"> 桜井 高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表） 講義2「女性と人権」 <ul style="list-style-type: none"> 江原由美子（首都大学東京理事・副学長） 講義3「障害者の人権」 <ul style="list-style-type: none"> 長瀬 修（東京大学大学院経済学研究科特任准教授） 講義4「インターネットと人権」 <ul style="list-style-type: none"> 吉川 誠司（WEB110代表） 講義5「人身取引被害者の最終目的としてのニッポンの課題」 <ul style="list-style-type: none"> 藤原志帆子（ポラリスプロジェクトジャパンコーディネーター） 講義6「性的指向における自由と平等」 <ul style="list-style-type: none"> 柳橋 晃俊（特定非営利活動法人動くゲイとレスビアンの会副代表理事） 講義7「災害と人権—職場における惨事ストレス対策」

実施結果	<p>飛鳥井 望（財団法人東京都医学総合研究所副所長）</p> <p>講義8「ホームレス、社会的排除と人権」</p> <p>笹沼 弘志（静岡大学教授）</p> <p>講義9「北朝鮮による日本人拉致問題」</p> <p>東郷 康弘（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室参事官補佐）</p>
	<p>2 名古屋会場</p> <p>日 時 平成23年10月19日（水）～21日（金）</p> <p>場 所 コンベンションルームAP名古屋、名駅（愛知県名古屋市）</p> <p>受講申込者数 76人</p> <p>受講者数 69人（うち全課程修了は34人）</p> <p>講師等</p> <p>行政説明</p> <p>大河原清人（法務省人権擁護局人権啓発課長）</p> <p>講義1「震災における心のケアと人権」</p> <p>柳原里枝子（株式会社ハートセラピー代表取締役）</p> <p>講義2「子どもたちに寄り添う～いじめ・虐待・非行の現場から～」</p> <p>坪井 節子（弁護士、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長）</p> <p>講義3「インターネットと人権」</p> <p>吉川 誠司（WEB110代表）</p> <p>講義4「新しい視点から同和問題を考える」</p> <p>石元 清英（関西大学社会学部教授）</p> <p>講義5「ハンセン病と人権」</p> <p>神 美知宏（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長）</p> <p>講義6「刑を終えて出所した人と人権」</p> <p>炭谷 茂（社会福祉法人恩賜財団済生会理事長）</p> <p>講義7「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」</p> <p>桜井 高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表）</p> <p>講義8「違いを楽しみ力に変える～多文化共生“新”時代～」</p> <p>J. A. T. D. にしゃんた（羽衣国際大学産業社会学部准教授）</p> <p>講義9「北朝鮮による日本人拉致問題」</p> <p>篠原 弘明（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室参事官補佐）</p>
	<p>3 神戸会場</p> <p>日 時 平成23年11月15日（火）～17日（木）</p> <p>場 所 三宮研修センター（兵庫県神戸市）</p> <p>受講申込者数 71人</p> <p>受講者数 66人（うち全過程修了者58人）</p> <p>講師等</p> <p>行政説明</p> <p>大河原清人（法務省人権擁護局人権啓発課長）</p> <p>講義1「アイヌ民族の歴史と人権」</p> <p>本田 優子（札幌大学副学長）</p> <p>講義2「高齢者の人権問題～高齢者虐待の対応に焦点を当てて～」</p> <p>多々良紀夫（淑徳大学大学院総合福祉研究科教授）</p> <p>講義3「ワークショップ：参加体験型の人権学習の体験と分析」</p> <p>桜井 高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表）</p>

	<p>講義4「H I V陽性者と人権」 池上千寿子（特定非営利活動法人ふれいす東京代表）</p> <p>講義5「犯罪被害者の人権 成立の過程と今後の課題」 林 良平（全国犯罪被害者の会代表幹事）</p> <p>講義6「インターネットと人権」 吉川 誠司（WEB110代表）</p> <p>講義7「性同一性障害と人権」 虎井まさ衛（FTM日本主宰）</p> <p>講義8「震災と人権」 森川すいめい（TENOHASI（てのはし）代表）</p> <p>講義9「北朝鮮による日本人拉致問題」 安藤 年式（内閣官房拉致問題対策本部事務局総務・拉致被害者等支援室企画官）</p>
<p>自己評価</p>	<p>① 人権啓発指導者養成研修会については、当センターではこれまで多くの実績があり、委託元である法務省の啓発指導者を幅広く養成するという期待に応えている。</p> <p>② 毎回、参加者へのアンケートを実施し、そのニーズを分析した上で、全国の地方自治体の人権担当部局の職員が参加しやすい時期、場所などを考慮の上、会場の選定を行っている。</p> <p>③ 内容面では、国が掲げる人権の重要課題を念頭に、過去の受講者アンケートや当センター自主事業で実施した人権講座などの実績を参考にしつつ、テーマ及び講師の選定を行った。受講者からも、それぞれの地方自治体における人権研修や講演会等の企画の参考にもなっていると意見が寄せられている。</p> <p>④ 平成23年度は、全会場において、「震災と人権」のテーマを取り上げた。東日本大震災については、全国民が深い関心を寄せており、人権との関りにおいても喫緊の重要テーマであることから、時宜を得た研修テーマ設定であった。</p>
<p>課題等</p>	<p>① 講師について、今後ともより幅広く、専門的な人材を豊富に確保する必要がある。</p> <p>② 業務の都合や旅費等の理由で3日間連続受講が困難な受講者や、特定の科目のみ受講を希望する者に対するより参加しやすい工夫。</p> <p>③ 現在受け入れている企業、NPOからの受講希望への対応。地方自治体職員ではないが、関係事業を受託している組織・団体の希望者が多い。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>【評価】</p> <p>①自治体職員等を国が積極的に啓発の指導者に育て上げるという本事業は、指導者の裾野を広げるという観点からも必要であり、高く評価できる。</p> <p>②地方では、行政の関心が高い障がい者や高齢者問題にシフトした研修等になりがちな実情があるが、それでは人権の担当者として必要な資質・能力に欠ける可能性がある。その点、本研修は、広く人権全般について受講できることから、評価できる。</p> <p>③これだけ内容が充実した研修会を企画・立案できるのは、講師の布陣を含め、これまでのノウハウが蓄積されている人権センターだからこそである。</p> <p>④名古屋会場については、全過程修了者が参加者の約5割と低迷しており、その事由を分析し、今後の研修会に活かすことを望む。</p>

<p>委員会 評価</p>	<p>【提 言】</p> <p>①本事業は、自治体の人権研修のモデルともなっている。カリキュラムについても、より効果的となるよう常に工夫すべきである。</p> <p>②短期集中型となっているが、実施の時期、期間等、アンケート結果を分析し、さらに自治体にとって参加しやすい研修会となるよう工夫すべきである。</p> <p>③せっかく全国各地から参加していることから、参加者の情報交換、意見交換ができる場を設ける必要がある。参加者から各地域の人権状況や啓発を進める上での悩み等を聞くことは大変意義のあることであり、今後、指導者としてどうあるべきかを考察することにもつながるとともに、参加者間のネットワークづくりにも大きく貢献できる。</p> <p>④現在の自治体の人権担当者は、特定の人権課題以外の知識は不十分なことから、人権に関するオールラウンドの知識を持った者を育てることが必要である。そのため、すべての人権課題を取り上げる本研修会の全過程を終了する意義は非常に大きい。</p> <p>⑤NPO や企業の担当者にも指導者養成が必要であると言えるが、本研修の中で行政担当者と一体となって実施することは、そのものの役割が違ふことやテーマの設定なども異なることから、仮にNPO や企業向けに研修会を開催する場合は、行政担当者とは別の研修会にするなどの工夫も求められるが、実現に向けて検討する必要がある。</p>
-------------------	--

事業名	8 人権に関する国家公務員等研修会
事業目的	平成14年に政府が閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿い、日常業務を適切に執行する上で人権尊重への理解、認識、造詣を深めてもらうことを目的に開催する。
実施の基本方針	<p>1 人権教育・啓発に関する基本計画では、第4章3「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」において、「研修等の取組が不可欠である」「人権にかかわりの深い特定の職業」の一つとして「公務員」を挙げていることから、国家公務員等に対し、同計画の趣旨に沿った人権研修の機会を提供するものとして本研修会を開催する。</p> <p>2 上記趣旨から、対象は各府省の本省職員（外局及び付属機関を含む）及び所管の特例民営法人、独立行政法人等の職員とする（各府省への参加依頼は法務省人権擁護局が行う）。</p> <p>3 本研修会は毎年同様の趣旨で実施しているものであるが、本年度は平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を考慮し、震災を踏まえた内容とする。</p> <p>4 講師の選定に当たっては、内容の専門性、講義の分かりやすさ等とともに、政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。 また講演と併せ、最新の人権啓発映像作品を上映する。</p>
実施結果	<p>1 前期</p> <p>日時 平成23年9月28日（水）13：20～16：05</p> <p>場所 ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区）</p> <p>テーマ 震災と人権</p> <p>演題 「震災と人権—国家公務員として出来ること—」</p> <p>講師 黒田 裕子（NPO法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長）</p> <p>上映ビデオ 「いっこく堂の東日本大震災に伴う風評被害等に関する人権啓発デジタルコンテンツ」 「セクハラ・パワハラ・えせ同和行為～あなたの職場は大丈夫？～」 （企画制作：法務省人権擁護局、（財）人権教育啓発推進センター）</p> <p>申込者数 479人</p> <p>参加者数 376人（出席率78.5%）</p> <p>2 後期</p> <p>日時 平成24年2月15日（水）13：25～16：00</p> <p>場所 ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区）</p> <p>テーマ 子ども、震災と人権</p> <p>演題 「児童虐待の現状と課題～被災地の子どもたちのケアも含めて」</p> <p>講師 才村 純（関西学院大学人間福祉学部教授）</p> <p>上映ビデオ 「人権啓発デジタルコンテンツ落語篇」 （企画制作：法務省人権擁護局、（財）人権教育啓発推進センター） 「クリームパン」 （平成23年度人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞）</p> <p>申込者数 408人</p> <p>参加者数 336人（出席率82.4%）</p>

<p>自己評価</p>	<p>① 実施時期、会場については、各府省の意向を受け委託元の法務省で決定しているが、講演テーマ、講演者、上映する映像作品などについては、過去の受講者アンケート結果や直近の人権をとりまく状況を考慮しつつ、国が掲げる人権の重要課題や、社会的関心の高いものなどといった複合的な視点から選定を行って法務省に提案した。今年度は前・後期ともに「震災」を演題に含めたが、東日本大震災は全国的な課題であることから、国家公務員にとってはいかなる部署で執務しているとしても必須の課題であり、時宜を得たテーマ設定であった。</p> <p>② 研修後のアンケート結果によると、前期及び後期講演の「参考になった」がそれぞれ82%及び90%であり概ね好評であった。なお、後期映像作品の「クリームパン」は「参考になった」が93%と数値上も好評であったが、自由回答欄でも肯定的意見が数多く記述されていた。当該作品は当センターが実施している人権啓発資料展において法務大臣表彰を受賞したものであり、当センターが人権啓発資料展及び本研修会（一般的には人権啓発活動中央委託事業）を一括して受託し実施することによって相乗的な効果を挙げることができることを示した一例と言える。</p>
<p>課題等</p>	<p>受講申込者の業務の都合等により、研修当日は両期とも約8割の参加となった。この状況を改善するためには、各府省に対する一層の協力方の要請など、参加しやすい環境の整備が求められる。昨年度も同様の課題が掲げられており、更なる工夫・対策が必要である。</p>
<p>委員会評価</p>	<p>【評価】</p> <p>①国家行政に携わる職員向けの啓発研修は、今後の行政事務を適切に遂行する上で必須であり、高く評価できる。</p> <p>②前期、後期共に欠席者が2割程度発生したのは、数値的に大きいので、何らかのフォローアップが必要である。</p> <p>【提案】</p> <p>①国家行政と人権問題がいかに密接不可分であるかについて、各府省に理解を求め、突発的な事務が入ったような場合を除き、参加希望者が全員参加できるような体制づくりを求めたい。参加できなかった職員には、何らかのフォローアップが必要である。</p> <p>②各府省には、何年間で100%達成というように、目標、計画性をもって対応するよう希望する。人権センターが各府省に出向き、出前研修会を実施することも考えられる。</p> <p>③地方支分部局に勤務する国家公務員、特に人権問題で直接国民と接している法務局職員の参加は重要である。また、中央府省職員のみ限定せず、現業的な警察官や自衛官に対しても研修が必要である。</p> <p>④本研修の成果を広めたり、研修効果の検証を図るため、どのように研修を理解したか、研修結果をどのように周囲に広めたかなどについて出席者に報告書を出してもらうなど、モニタリングを実施すべきである。</p> <p>⑤本事業は、すべての国家公務員に対して継続実施することが重要であるが、各府省が単独で実施するには、テーマの設定、講師の選定、事務負担等の問題があるので、今後も法務省及び人権センターが中心となって推進していくべきである。</p>